

仕 様 書

業務名 発寒清掃工場更新事業基本構想策定業務

発寒清掃工場更新事業基本構想策定業務 仕様書

本仕様書は、札幌市(以下「委託者」という。)が委託する「発寒清掃工場更新事業基本構想策定業務(以下「業務」という。)」に適用し、受託者が行う業務の仕様、条件等について定めるものである。

共通仕様書

1 業務の目的

本業務は、竣工から29年が経過し、老朽化が進行している発寒清掃工場の更新に係る基本構想策定を目的とする。

2 業務の名称

発寒清掃工場更新事業基本構想策定業務

3 業務対象の場所

発寒清掃工場敷地及び周辺(札幌市西区発寒15条14丁目1-1ほか)

4 業務期間

契約締結日より令和5年3月24日まで

5 業務項目

本業務に係る項目は本仕様書及び特記仕様書による。

6 提出書類

業務にあたり受託者が提出する書類は下記のとおりとする。なお、成果報告書の作成にあたっては事前に委託者と協議を行うこと。また、概要資料・成果報告書について、図表その他、電子データで提出可能なものは電子データでも提出すること。

(1) 契約後速やかに提出する書類

ア 業務着手届	2部
イ 業務実施計画書	2部
ウ 業務責任者等指定通知書	2部
エ 主任技術者経歴書	2部

(2) 業務期間中に提出する書類(令和4年8月末まで)

ア 更新時期及び施設規模に関する検討資料	5部
イ 電子データ	1式

(3) 業務期間中に提出する書類(令和4年12月末まで)

ア 基本構想素案資料	5部
イ 概要資料	1式
ウ 電子データ	1式

(4) 業務完了時に提出する書類

ア 業務完了届	2部
イ 成果報告書(基本構想本書、概要資料)	5部
ウ 参考資料	5部
エ 電子データ	1式

(5) その他委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

(6) 業務実施計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、原則7日以内に業務実施計画書を作成し提出すること。

(7) 成果報告書に関する注意事項

- ア 検討過程資料、計算根拠、出典等資料はすべて明確にし、整理して提出すること。(特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。)
- イ 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。
- ウ 業務協議簿・その他委託者から指定されたものを添付すること。
- エ 成果報告書の提出にあたっては、業務責任者が立会うこと。
- オ 電子データは、原則以下の2種類を作成し、他形式で提出する際は、委託者と協議すること。ワープロソフト(WORD 2016と互換性が確認されているもの)形式とPDF形式で作成すること。
- カ ワープロソフト形式の電子データは委託者が自由に変更できる状態にすること。PDF形式の電子データは印刷ができる状態にすること。

7 著作権

成果報告書に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は委託者に無償で譲渡すること。ただし、受託者が自ら作成したもの以外についてはこの限りではない。

8 再委託について

受託者は、次に掲げる業務の主たる部分について再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 調査手法の決定及び最終的な技術的判断

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、再委託承諾願を事前に提出のうえ委託者の承諾を得ること。

9 業務管理

- (1) 受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、平成24年4月以降で施設規模150t/日以上のごみ焼却施設(ごみ発電設備を有する)整備における基本構想(施設基本計画を含む)の業務経験を有する主任技術者を定めること。
- (2) 受託者は、業務責任者及び主任技術者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに高度な技術を要する部門については、専門的な知識を有する技術者を配置しなければならない。また主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。なお、業務責任者は主任技術者を兼務することができるものとする。
- (3) 主任技術者は、技術士(総合技術監理部門-環境部門-環境影響評価に関する専門分野)、技術士(環境部門-環境影響評価に関する専門分野)、技術士(衛生工学部門-廃棄物管理に関する専門分野)のいずれかの資格を有すること。
- (4) 全ての打合せには、特別な事情が無い限り業務責任者が出席すること。

- (5) 本業務についての打合せ(協議)は、委託者又は業務責任者等が必要と認めたときに実施し、記録すること。

10 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際には、借用書類リストを提出すること。

11 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

12 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、業務遂行にあたっては、委託者及び関係部局と十分な協議を行い、特定の事業者にも有利あるいは不利が生じないように留意し、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とする。(別記「個人情報取扱注意事項」)
- (3) 受託者は、業務に係る電子データ等の流出が無いようにセキュリティーを万全にすること。

13 関係機関との協議

基本構想の内容について関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、その対応を行うこと。

14 質疑の解釈

業務の遂行において仕様書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上定めるものとする。業務上必要と認められる軽微な事項については、受託者の責任において行うものとする。

15 環境に配慮した業務履行

受託者は、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (2) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (3) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

16 その他

- (1) 受託者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、業務に従事する者にマスクを着用させること。また、業務に従事する者に業務開始前に検温を実施するなど、体調管理に努めること。
- (2) コロナウイルス感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む)及び濃厚接触者がいることが判明した場合は、速やかに委託者に報告するなど、連絡体制の構築を図ること。
- (3) 業務の履行にあたっては、極力「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避を図ること。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、打合せのような対面での対応を要する場合について、リモートでの対応が求められた際にも支援を行うこと。

『別記』

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書

業務内容

発寒清掃工場の更新事業では、新工場の稼働開始以降に石狩市、当別町の可燃ごみを受入する広域処理を検討している。また、新工場の建設後に遅滞なく現工場の解体に着手することを想定しており、本業務はそれらを踏まえた基本事項等の検討、整理を行うものとする。整理する内容については次のとおりとする。

1 業務概要の整理

本業務における基本的な考え方を整理すること。

- (1) 発寒清掃工場更新事業の背景
- (2) 現在の施設概要
- (3) 基本構想の位置づけ

2 基本事項の整理

- (1) 施設整備内容の検討

ア 処理対象物の設定

本市の清掃工場で現在受入しているごみ質等について整理するとともに、ごみの広域処理によって市外から搬入されるごみについても整理すること。

イ ごみの広域処理に係る概要

新工場の稼働開始以降にごみの広域処理を行うことを想定し、本市の考え方や留意事項等を他都市の状況を踏まえて、整理すること。

ウ 計画ごみ量と施設規模

令和 14 年度の新工場稼働開始を想定し、検討すること。

エ 処理方式

新工場に適した処理方式について、次のとおり、調査、検討すること。

- (ア) 焼却処理に係る技術動向調査
- (イ) 処理方式の検討

オ 更新場所

隣接する西清掃事務所及び市道(北発寒第 98 号線)敷地を想定し、前項までの整理事項を踏まえて、建設に係る条件等を整理すること。

カ 廃棄物エネルギー利活用計画

計画ごみ質、ごみ量などの施設計画に基づき、次に示す事項について高効率ごみ処理発電設備の導入を前提とし、整理すること。

- (ア) 発電可能量の検討
- (イ) 場内外でのエネルギー利用(余熱利用等)の検討

キ 環境負荷低減等の取組検討

環境負荷低減等の取組について、他都市の状況及び次の事項を踏まえて、検討、整理すること。

- (ア) 脱炭素を含む CO2 削減
- (イ) 施設の ZEB 化
- (ウ) SDGsへの配慮

ク 主要設備の検討

施設全体配置等の検討を行うにあたり、必要となる主要設備を整理すること。

ケ 基本処理フロー

施設全体配置等の検討を行うにあたり、必要となる基本処理フローを整理すること。

コ 環境学習機能

他都市の最新動向調査を行い、環境学習計画を検討すること。

サ 災害時対応機能

他都市の最新動向調査を行い、災害対応機能を検討すること。

シ その他

その他、本事業において、必要となる事項を検討すること。

(2) 施設整備前提条件の整理

ア 更新場所及び周辺状況の把握

発寒清掃工場を整備するうえで配慮または対策が必要となる事項について文献等を基に整理すること。

- (ア) 市道廃道による影響
- (イ) 更新場所における埋設物の調査
- (ウ) 共同溝(現発寒清掃工場から現発寒破碎工場への蒸気等供給用)撤去に係る調査
- (エ) 地盤、地形、文教施設等の調査
- (オ) その他必要となる事項

イ 更新場所及び周辺土地利用条件

前項で整理した事項に対する条件を検討すること。

ウ 公害防止基準

本事業において遵守すべき基準等を法令または条例などをもとに整理すること。

エ 収集車両の搬入条件

収集車両について整理を行い、搬入条件を検討すること。

オ 受電設備に係る条件の整理

受電方式、受電設備の設置場所及び工事期間等を検討し、北海道電力との協議を行ったうえで、受電設備に係る条件を整理すること。

カ ユーティリティ供給条件の検討(電気、水道、ガス等)

現発寒清掃工場のユーティリティ条件を整理し、新発寒清掃工場を建設する際に対応が必要となる事項について検討すること。

3 現発寒清掃工場の延命化に係る検討

現工場の延命化について、次の事項を検討、整理すること。

- (1) 設備改修内容の検討
- (2) 課題、リスク等の整理
- (3) 費用の試算
- (4) 他都市の取組状況
- (5) その他必要となる事項

4 プラントメーカーへのヒアリング

前項までの更新条件等を踏まえた見積仕様書を作成し、プラントメーカーへ次の項目についてヒアリングを行うこと。

- (1) 新工場の建設、運営・管理及び現工場の解体に係る概算見積り
- (2) 工事工程表
- (3) 新工場の配置検討図
- (4) 車両動線図
- (5) その他必要となる事項

5 財源計画

本事業に係る諸条件を整理したうえで、プラントメーカーの見積金額等に基づき概算事業費を算定し、その財源計画についても整理すること。

また、「札幌市 PPP/PFI 活用方針」及び「札幌市 PPP/PFI 優先的検討指針」に基づき本市が行う PPP/PFI 簡易検討において必要となる資料作成等の支援を行うこと。

- (1) 概算事業費
- (2) 財源計画
- (3) PPP/PFI 簡易検討に係る支援

6 更新時期及び施設規模に係る検討資料作成

次の事項について、検討資料(A3 版1枚程度)を作成すること。

- (1) ごみの広域処理に係る石狩市、当別町のごみの分別方法、今後のごみ減量の影響などを考慮した施設規模の検討
- (2) 「3 現発寒清掃工場の延命化に係る検討」、「5 財源計画」の検討内容及び本市全体の事業実施時期を踏まえた更新時期の整理

7 委員会支援

基本構想策定に係る検討委員会の支援等を行うこと。委員会の開催回数は3回を想定する。

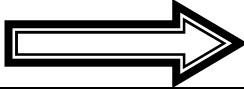
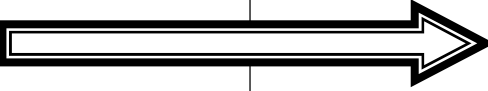

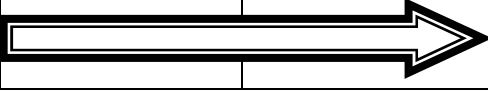
- (1) 基本構想素案、概要資料(パワーポイント等)を含む委員会資料の作成

- (2) 委員会への出席、運営支援
- (3) 会議録の作成(全文訳+要約)
- (4) 委員会報告書の作成補助

8 事業スケジュールの作成

プラントメーカーへのヒアリング結果等を踏まえ、事業スケジュールを作成すること。

9 業務スケジュール

	～令和4年8月	～令和4年12月	令和5年1月 ～令和5年2月	令和5年3月 24 日
更新時期及び施設規模に関する検討資料作成				
基本構想検討委員会用資料作成 ※1				
基本構想検討委員会				
報告書作成 ※2				

※1 基本構想検討委員会で使用する際の素案と説明用資料の提示

※2 成果品としてのまとめ作業、基本構想検討委員会の意見等の反映含む

10 打ち合わせ

初回、各資料提出前及び最終を基本とし、必要時期に応じて打ち合わせを行う。

令和4年度

業務積算書（見積参考）

業務名 発寒清掃工場更新事業基本構想策定業務

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計書の一部を、見積もり算定の参考として提示するもので、契約上これを拘束するものではありません。

令和4年3月 単価適用

札幌市環境局環境事業部

業 務 内 容 説 明 書

1 業務名称 発寒清掃工場更新事業基本構想策定業務

2 履行場所 発寒清掃工場敷地及び周辺(札幌市西区発寒15条14丁目1-1ほか)

3 委託業務費 金 円

設計額 金 円

消費税等相当額 金 円

4 履行期間 契約締結日より令和5年3月24日まで

5 業務内容

本業務は、竣工から29年が経過し、老朽化が進行している発寒清掃工場の更新に係る基本構想策定を目的とし、基本事項等の検討、整理を行う。

